

徳島県規則第七十号

予算の執行について賠償責任を負うべき職員を指定する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

予算の執行について賠償責任を負うべき職員を指定する規則の一部を改正する規則  
予算の執行について賠償責任を負うべき職員を指定する規則（昭和三十九年徳島県規則  
第八十九号）の一部を次のように改正する。

「第二百四十三条の二第一項後段」を「第二百四十三条の二の二第一項後段」に、「者は」を「ものは」に、「掲げる者」を「定める者」に改め、第一号中「その主管する」を「当該」に改め、第四号中「その主管する事務について」を削り、「基づき」の下に「同項に規定する」を加え、「検査する」を「検査をする」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。